

報告事項ウ

「学校・警察連絡制度」に関する協定について

このことについて、平成24年12月18日に鳥取県警察本部との間で別添のとおり協定を締結しましたので、報告します。

平成24年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

<別添>

「学校・警察連絡制度」に関する協定書

鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取県警察（以下「乙」という。）は、少年をめぐる問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、鳥取県内における児童生徒（以下「児童生徒」という。）の健全な育成を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の非行等問題行動の防止及び安全確保について甲及び乙がそれぞれの役割を果たすとともに、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下で効果的に対応することにより、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「学校・警察連絡制度」とする。

（連携機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 鳥取県教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）
- (2) 鳥取県立学校（以下「学校」という。）
- (3) 鳥取県警察本部（以下「警察本部」という。）
- (4) 鳥取県警察の警察署（以下「警察署」という。）

（連携機関の役割）

第4条 連携機関の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要と認める情報について相互の連絡（以下「相互連絡」という。）を行う。
- (2) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要に応じて協議を行い、その解決のため具体的な対策を講じる。
- (3) 教育委員会事務局及び警察本部は、学校と警察署との連携が円滑に行えるよう、学校又は警察署に対して指導、助言を行う。

（連絡対象事案）

第5条 相互連絡の対象とする事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次に掲げる事案とする。

- (1) 学校から警察署への連絡対象事案
  - ア 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害を防止するため、鳥取県立学校長（以下「校長」という。）が警察署との連携を必要と認める事案
  - イ 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
  - ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案
- (2) 警察署から学校への連絡対象事案
  - ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案
  - イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案

ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたもののうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

(ア) 保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合

(イ) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合  
(相互連絡の内容等)

第6条 相互連絡の内容及び時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内容

ア 児童生徒の学年、氏名、生年月日、居住地の市町村名

イ 連絡対象事案の発生日時・場所等の概要

ウ その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項

(2) 時期

ア 学校から警察署への連絡

学校が警察署との連携を必要と認めた時点とする。

イ 警察署から学校への連絡

(ア) 逮捕事案は原則としてその都度、速やかに行い、それ以外の事案（(イ)に掲げる事案を除く。）は事案の概要が明らかとなった時点とする。

(イ) 不良行為少年に係る事案は、警察署が学校との連携を必要と認めた時点とする。

(相互連絡の方法等)

第7条 相互連絡を行うため、次に掲げるところにより連絡責任者及び連絡担当者を指定する。

(1) 学校

連絡責任者は連絡対象事案が発生した学校の校長とし、連絡担当者は副校長、教頭、生徒指導担当教諭その他の教諭の中から校長が指定した者とする。

(2) 警察署

連絡責任者は連絡対象事案を取り扱った警察署長（以下「署長」という。）とし、連絡担当者は警察署の生活安全（刑事）課長、生活安全（刑事）係長及び少年警察補導員の中から署長が指定した者とする。

2 相互連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が電話又は面接により行うものとする。

(適正な情報管理)

第8条 この協定に基づき相互に提供された情報は、個人情報であることから、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）その他の法令を踏まえ、当該情報の秘密を保持し、第1条に規定する目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携上の配慮事項)

第9条 連携に当たっては、連携機関の相互理解及び信頼関係を保持するため、次の点に特に配慮するものとする。

(1) 相互に連絡する情報については、正確を期すること。

(2) 連絡対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、第1条に規定する目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じること。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれ負担するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月1日から実施する。
- 2 「学校・警察連絡制度の実施について（通知）」（平成16年5月1日実施）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月18日

甲 鳥取県教育委員会

教育長

乙 鳥取県警察本部

本部長